

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出をお願いします

1. 提出期限

令和7年1月31日（金）必着（早めの提出にご協力ください）

2. 対象者（提出が必要な方）

令和7年1月1日現在魚津市在住の方で、令和6年中に給与の支払いを受けたすべての方（中途退職者、アルバイトも含みます。税務署への源泉徴収票提出が不要な方も提出が必要です。）

※上記の対象者がいない場合は、提出不要です。今回送付した書類は破棄してください。

3. 提出書類と提出方法

① 総括表 … 同封したものを使用してください。

（他の様式の場合は、右上欄に魚津市の指定番号を記入し、法人番号（個人番号）欄の記入もお願いします。
魚津市から送付した総括表は同封し、返送してください。）

② 個人別明細書 … 1人につき1枚作成し、特別徴収（給与から天引き）分と普通徴収（自分で納付）分を分けてご提出ください。

③ 普通徴収切替理由書 … 同封したものを使用してください。

（普通徴収切替の要件に該当し普通徴収を希望する方がいる場合のみ提出が必要です。）

なお、普通徴収切替理由に該当しないと判断される場合、原則として特別徴収となります。

- 普通徴収切替理由書の下図を参考に書類をまとめ、クリップ等でとめて提出してください。
（ホチキス、のり付けはしないようお願いします。）

（注意）光ディスク等による特別徴収税額データ（副本）の送付は廃止となりました。電子での税額通知をご希望される場合は **eLTAX** をご利用ください。（引き続き、光ディスク等による給与支払報告書の提出は可能ですが、税額通知は書面のみとなり、データでの提供ができませんのでご注意ください。）

4. 個人別明細書の記入について

特にご注意いただきたい点について裏面「給与支払報告書（個人明細書）記載要領」に記載しています。国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」とあわせてご確認ください、記入してください。

5. 外国人を雇用している事業者の皆様へ

- 租税条約に該当する方の場合、給与支払報告書と併せて税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを提出してください。（提出が無い場合は住民税が免除されません。）また、令和6年中に租税条約該当期間が終了している場合は、給与支払報告書の摘要欄に「租税条約該当期間分の内訳」を必ず記入してください。
- 住民税を特別徴収している外国人の方が、退職等で国外へ出国する場合は、住民税の納め忘れがないよう、残りの住民税の一括徴収や納税管理人の選任をお願いします。

6. eLTAX（エルタックス）での提出について

- 提出枚数が100枚以上の事業者は、eLTAX（又は光ディスク）での提出をお願いします。

eLTAXについては、eLTAX HP (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

- eLTAX で給与支払報告書を提出される場合は、書面での提出は不要です。eLTAX HP 「給与支払報告書等の提出に係る特設ページ」を参考に作成・送信してください。また、eLTAX で提出された事業者様には、紙の総括表及び提出案内（この書類）を送付しませんので、ご了承ください。

問合せ・提出先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 税務課 住民税係（市役所1階⑭窓口）TEL 0765-23-1009